

相談

特設人権相談所

■日時／8月7日(月)
9時30分～正午

■場所／大島庁舎

■担当者／

法務局職員・人権擁護委員

※相談内容については秘密を厳守します。お気軽にご相談ください。

■問い合わせ／福祉課
☎77・5505

心配事相談

特別総合相談会

このたび、山口県福祉総合相談支援センターの協力により、弁護士・家事調停委員などの専門家による特別相談会を実施することになりました。お気軽にお申し込みください。(事前予約が必要です)

■日時／8月28日(月)

■場所／

しまとびあスカイセンター

(周防大島町小松)

■相談項目／

法律・家事・心理相談等

■相談料／無料

■受付期間／8月21日(月)

■申し込み・問い合わせ／

周防大島町社会福祉協議会

・久賀地域福祉活動センター

☎72・1102

・大島地域福祉活動センター

☎74・3305

・東和地域福祉活動センター

☎78・2207

・橘地域福祉活動センター

☎77・0190

**労働問題でお困りの方は
ありませんか労働ほっと
ラインの御活用を!**

賃金、昇任、休暇、残業、解雇など、各種の労働相談を承ります。県では、労働問題に精通したプロの相談員が対応する労働ほっとラインを開設しました。

■開設場所／

県労働政策課労働情報セン

ター内(県庁8階)

■電話番号／

☎083(933)3232

■相談員／社会保険労務士

■相談料／無料

■相談日／月曜日～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

(ただし、祝日、年末を除く)

介護保険制度が
変わりました

生活機能(生活していく能力全体)を維持・向上させるサービスの利用方法

介護保険制度スタート後、要介護認定を受ける方は増加しましたが、特に、軽度者(要支援、要介護1)が大幅に増加し、認定者の半数を占めています。

軽度者の方は、転倒・骨折、関節疾患などにより徐々に生活機能が低下していく「廃用症候群(生活不活発病)」の状態にある方や、その可能性の高い方が多いのが特徴で、適切なサービス利用により「状態の維持・改善」が期待されます。今回は、『生活機能を維持・向上させるサービスの利用方法』についてお話したいと思います。

◎自分でできることは
できる限り自分で

「ヘルパーさんにやってもらったほうが楽」「福祉用具を使えば便利だ」—安易にサービスに頼れば、生活機能はどんどん低下していきます。できる限り自立した生活を続けるために、本来持つ自分の力を発揮していきましょう。

◎「目標志向型」の
サービス利用

漫然と同じサービスを利用し続けるのではなく、明確な目標設定を行い、一定期間後にそれぞれが達成されたかどうかを評価してサービスを再検討する「目標志向型」のサービス利用が、介護予防の特徴です。

◎あなたの「したいこと」
「できるようにになりたいこと」
を大切に

「こういう生活をしていきたい」「こんな夢を実現したい」という、一人ひとりの生活・人生、自己実現を支援するのが、介護予防の目的です。あなたの意思、意欲が何より尊重されます。

☆あなたはどちらのタイプですか？

生活機能を向上できる人	生活機能が低下してしまう人
・できないことだけ手伝ってもらう	・家事はなるべくヘルパーさんにまかせる
・見守ってもらいながら自分でやってみる	・不安なのでできるだけ手を貸してもらう
・福祉用具に頼らず慎重に検討する	・楽なので福祉用具をなるべく利用する
・日常生活全体がリハビリに役立つと考える	・リハビリは訓練室でがんばるだけでいい

*地域包括支援センターでは、みなさんができる限り在宅で自立した日常生活を継続できるよう、介護予防の支援をします。

◆問い合わせ／
周防大島町地域包括
支援センター
☎77・5506